

新たに工学部の1年次に入学した学生の既修得単位の
取扱いについて

平成	5年4月	1日	制定
平成	7年3月17日		改正
平成13年	1月22日		改正
平成16年	3月8日		改正
平成21年	4月1日		改正

鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第32条第1項の規定に基づく、既修得単位の認定については、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）第8条の規定に定めるもののほか、下記のとおり取扱うものとする。

記

1. 工学部に入学した者のうち、大学・短期大学を卒業又は退学している者については、既に当該大学・短期大学において修得した単位のうち30単位を超えない範囲内で、本学部において修得したものとして認定することができる。
2. 基幹科目（自然分野Ⅱ及び実験演習分野）及び専門科目については、認定しないものとする。
3. 単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の所定の期日までに既修得単位認定願を工学部長に提出しなければならない。